

墨田区監査委員公告第 5 号

令和7年8月28日付けで提起のあった住民監査請求（郵便切手に関する損害補填請求に関する件）に係る監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき結果を公表する。

令和7年10月22日

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎

同 大清水 善 信

同 小 暮 和 敏

同 おおこし 勝広

墨田区住民監査請求監査結果

(郵便切手に関する損害補填請求に関する件)

令和7年10月17日

墨田区監査委員

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 墨田区

氏名 A

2 請求書の提出

住民監査請求書（令和7年8月28日付け。別紙1のとおり。以下「請求書」という。）は、本件請求に関する事実証明書が添付され、同月29日に郵送により墨田区監査委員事務局（以下「事務局」という。）に到達した。

3 請求書の内容

請求書の趣旨は、概ね次のとおりである。

- (1) **主張①**総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所の職員（以下「本件職員」という。）が、令和7年5月28日頃、請求人に対して納入通知書を封入した封筒（以下「本件郵便物」という。）に、合計120円分の郵便切手を貼付し、普通郵便による郵送に付した。
- (2) **主張②**本来110円分の郵便切手を貼付すれば足りるところ、10円分超過する切手を貼付した。これは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項の趣旨に照らし、違法又は不当な財産の処分に当たるものというべきである。
- (3) **主張③**墨田区が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。
- (4) 事実を証する書面
本件郵便物の切手貼付面の写し

4 請求の要件審査

本件は、地自法第242条第1項による住民監査請求の要件を備えているものと認め、令和7年8月29日付けで請求書を受理し、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、請求書に記載されている請求の趣旨を勘案し、次のとおりとする。

- (1) 本件職員が、令和7年5月28日頃、請求人に対し郵便物を送付する際、本来110円分の郵便切手を貼付すれば足りるところ、10円超過した120円分の切手を貼付したことは、地自法第2条第14項及び地財法第4条第1項の趣旨に照らして違法又は不当な財産の処分にあたる。(主張①～②部分)
- (2) したがって、墨田区が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。(主張③部分)

2 監査対象部局

総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所（以下「事務所」という。）

3 請求人からの証拠の提出及び請求人の陳述

令和7年9月3日に請求人に対して、地自法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び請求人の陳述についての権利を知らせ、その意思を確認するも、その際に、請求人からは証拠の提出及び陳述は希望しない旨の回答があったため、陳述の機会は設けなかった。

4 監査対象部局の弁明及び関係職員の陳述

(1) 弁明書

令和7年9月5日、地自法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である事務所に対して弁明書及び証拠書類（別紙2）並びに関係書類（別紙3）の提出を求めた。同月26日に提出された弁明書の趣旨は、概ね次のとおりである。

ア 本件職員が、令和7年5月28日、請求人に対して納入通知書を封入した封筒を事務所付近の郵便ポストに投函した。その後、本件請求書が提出されたため、添付された本件郵便物の写しに貼付された84円、26円及び10円切手の郵券受払簿を確認したところ、各額面の切手が各1枚ずつ払い出されていた。

イ 本件郵便物と同等の定型封筒、送付文、納入通知書を用意し重量を計量したところ、14グラムであった。本件郵便物は、第一種郵便物のうち定形郵便物であるから、その料金額は110円であり貼付した切手の合計額は10円分超過するものであった。

ウ そのため、令和7年9月4日に超過金額である10円を事務所長が区に返納する手続を行った。したがって請求人の求める措置はすでに講じており、請求人の主張する損害がなくなっているため、本件請求の却下を求める。

(2) 関係職員の陳述

令和 7 年 10 月 8 日、地自法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員である総務部長及び事務所長から請求に対する監査対象部局の弁明について説明を聴取し、監査委員からの質疑を行った。その主な内容は、次のとおりである。

ア 誤った額の切手を貼付した経緯

本件職員は本件郵送の料金が 110 円であることを認識していたが、計算を誤り、120 円分の切手を組み合わせて貼付してしまった。

イ 返納の経緯

本件職員が過失により 10 円分超過した切手を貼付し郵送に付したことは、不適切な事務処理であったため、管理監督責任者である事務所長が令和 7 年 9 月 4 日に現金で返納した。

なお、返納の事案決定に係る起案文（令和 7 年 9 月 2 日決定 7 墨総人 484 号）の中にある「地自法第 2 条第 14 項及び地財法第 4 条第 1 項の趣旨に照らし、違法又は不当な財産の処分に当たるといふべき」との記載については、請求人の請求書の文言を単に引用したものであり、現時点における認識として、不適切な事務処理であったことは認めるが、当該 2 つの法律を根拠とした違法又は不当な財産の処分であったとは考えていない。

ウ 本件請求について棄却ではなく、却下の決定を求める理由

本件請求の要件である区の損害は、事務所長による現金 10 円の返納によりなくなったことから「却下」が適切と判断した。

第 3 監査の結果及び理由

1 監査の結果（主文）

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係規程の確認

ア 内国郵便約款料金表第 1 表第 1 及び第 2

日本郵便株式会社が定めた契約約款で、第 1 種郵便物のうち定形郵便物は、「重量が 50 グラムを超えないものであること」、「定型内の大きさの規格は、表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ 14 センチメートルから 23.5 センチメートルまで、幅 9 センチメートルから 12 センチメートルまでのものであること」、「厚さが最も厚い部分において 1 センチメートルを超えないものであること」などとされ、その料金は 110 円とさ

れている。

(2) 事実関係の確認

ア 事務所が請求人あてに送付した封筒（切手貼付面）の写し

事務所が請求人あてに送付した郵便物の封筒に消印が押印されたのは、令和 7 年 5 月 28 日であり、貼付された郵便切手は額面が 84 円、26 円、10 円の各 1 枚で、合計 120 円であったと認められる。

イ 事務所が請求人あてに送付した郵便物の内容及び郵送した経緯

請求人に到達した郵便物の原本は確認できなかったが、消印の日付である令和 7 年 5 月 28 日に事務所が納入通知書を送付したのは 1 件のみであることから、当該郵便物は特定される。

その郵便物の内容は、先述した納入通知書の伝票 1 枚と送付文 1 枚の合計 2 枚であり、いずれもサイズは A4 判の普通紙、封筒の大きさは縦 23.4 センチ、横 12 センチ、厚さ 1 センチ未満、全体の重さは 14 グラム（監査委員事務局及び総務課で計量）であった。110 円分の郵便切手で郵送可能であったが、本件職員は、誤認により郵送に必要な 110 円を 10 円超過する郵便切手 120 円分を貼付して本件郵便物を送付したことが認められる。

ウ 本件請求に係る郵便切手の財産としての位置づけ

本件請求に係る額面 84 円、26 円、10 円の郵便切手は、それぞれ事務所長が資金前渡を受けて公費で購入し、郵券受払簿で管理していたものの一部であることを確認した。

よって、これらの郵便切手は、いずれも地自法第 237 条第 1 項で規定する区の財産と認められる。

この郵券受払簿において、消印の押印された令和 7 年 5 月 28 日に、請求人あてに納入通知書等の送付用として、額面が 84 円、26 円、10 円の郵便切手を各 1 枚払い出した記録を確認した。

エ 超過した郵便切手 10 円分の返納

令和 7 年 9 月 4 日に、事務所の管理職である事務所長が、超過分の郵便切手に相当する現金 10 円を本区に納付したことを同日付けの納入通知書兼領収証書により確認した。

(3) 判断

本件請求は、職員が貼付し郵送に付した郵便切手 120 円分のうち、10 円が違法又は不当な財産の処分にあたるため、区が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めるものである。

これに対して、監査請求対象部局は、弁明及び陳述において、事務所長が本件郵便物に係る超過金額 10 円分を返納し補填したため請求人の主張する損害はなくなっており、要件を欠くとの理由で、本件請求の却下を求めている。

る。

そこで、本件請求の取扱いについて検討する。

当該郵便切手 10 円分は、前記第 3 の 2(2)イに記載したとおり既定の料金を超過していることから、区の損害に当たると認められるものの、前記第 3 の 2(2)エに記載したとおり、事務所長から同額の現金が補填されており、当該補填により区の損害は消滅したと認められる。

しかしながら、この補填によって超過した郵便切手 10 円分を貼付し郵送した事実行為が遡及して消滅するわけではなく、前記第 1 の 4 に記載したとおり本件請求は監査委員事務局に到達した時点において、要件を備えており、受理したうえで審理の段階にあることから却下は相当でない。

以上のことから、請求人の主張する超過金額 10 円分の区の損害は、請求を受理した当時には存在していたが、その後に消滅したと認められるため、本件請求には理由がないと認め、主文の通り決定する。

(4) 意見

本件請求の審理において、職員の誤認により 10 円分超過する郵便切手を貼付し郵送に付したことが、不適切な事務の執行であったことは否めない。

よって、今後は、事務の適正な執行について職場への指導を徹底されたい。

(参考資料)

- 1 請求書及び事実を証する書面（別紙 1）
- 2 弁明書及び添付資料（別紙 2）
- 3 事務所から提出された関係書類（別紙 3）
 - (1) 令和 7 年度郵券受払簿の写し（84 円・26 円・10 円）
 - (2) 郵券購入について
 - ① 郵券購入時の起案文書の写し
 - ② 郵券購入時の郵券受払簿の写し（令和 5 年度・84 円、令和 6 年度・26 円・10 円）
 - (3) 令和 7 年 5 月 28 日に納入通知書を封入して発送した郵便物の封入物の写し及び送付に使用したものと同一封筒（添付省略）

住民監査請求書

令和 7 年 8 月 2 8 日

墨田区監査委員 様

請求人

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民監査請求をする。

1 請求人の表示



2 請求の要旨

- (1) 総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所の職員（以下「本件職員」という。）は、令和 7 年 5 月 2 8 日頃、請求人に対して納入通知書を送付する際、納入通知書を封入した封筒（以下「本件郵便物」という。）に 8 4 円、2 6 円及び 1 0 円の各額面の郵便切手（合計 1 2 0 円分）を貼付し、普通郵便による郵送に付した。
- (2) ところで、本件郵便物は、第一種郵便物のうち定形郵便物（内国郵

便約款料金表第1表第1の1(2))であり、その料金額は110円であった(同約款料金表第1表第2の1)。したがって、本件職員が本件郵便物に貼付した郵便切手については、本件郵便物に係る料金額を10円分超過するものであった。

- (3) 本件職員が、本件郵便物につき、本件郵便物に係る料金額を10円分超過する郵便切手を貼付し、普通郵便による郵送に付したことは、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の趣旨に照らし、違法又は不当な財産の処分に当たるものというべきであるから、これにより墨田区が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。

3 添付書類

事実証明書(本件郵便物に係る封筒の写し)

以上

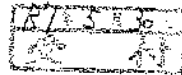


1 3



東京都墨田区

様



ひと、つながる。
墨田区

墨田区総務部

すみだ人権同和・男女共同参画事務所

〒131-0045 東京都墨田区押上二丁目12番7号
セトル中之郷215号室

☎(03)5608-6322 (人権同和担当)

☎(03)5608-6512 (男女共同参画担当)

7 墨総人第535号
令和7年9月26日

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎 様
同 大清水 善 信 様
同 小 暮 和 敏 様
同 おおこし 勝広 様

墨田区長 山 本



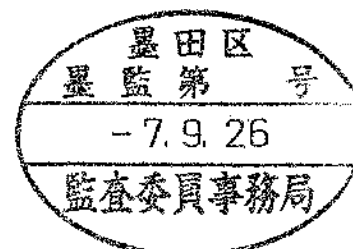
弁明書

請求人が令和7年8月29日付けで提起した住民監査請求について、下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の趣旨

本件請求を却下するとの決定を求める。



2 弁明の理由

- (1) 本件は、令和7年4月16日付けで、請求人と思われる方から区政情報公開請求があったことを受け、令和7年4月30日付け7墨総人第140号決定により墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第11条第1項に基づき公開決定通知書等を書面により通知している。その後、令和7年5月19日に請求人と思われる方から、区政情報の写しの作成に要する費用は納入通知書による対応としてほしいと連絡があったことから、総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所の職員（以下「本件職員」という。）が区政情報の写しの交付に要する費用の案内等を記した送付文及び納入通知書を封入した封筒（以下「本件郵便物」という。）を、令和7年5月28日にすみだ

人権同和・男女共同参画事務所（以下「事務所」という。）付近に設置されている郵便ポストに投函した。

その後、請求人から令和7年8月28日付けで住民監査請求書が提出されたため、添付書類の事実証明書（本件郵便物に係る封筒の写し）を確認したところ、84円、26円及び10円の各額面の郵便切手が1枚ずつ封筒に貼付され、その上に令和7年5月28日付けの消印が押印されていた。

また、事務所の郵券受払簿を確認したところ、令和7年5月28日付けで納入通知書送付のため、84円、26円及び10円の各額面の郵便切手が1枚ずつ、合計120円分の郵便切手が払い出しされていた。

- (2) 本件郵便物の料金額については、令和7年5月28日に発送した本件郵便物と同等の定形封筒及び同等の区政情報の写しの交付に要する費用の案内等を記した送付文並びに納入通知書を用意し、その重量を計量したところ14グラムであったため、本件郵便物は第一種郵便物のうち定形郵便物であるから、その料金額は110円であった。

そのため、本件郵便物に貼付した郵便切手の合計額は、本件郵便物に係る料金額を10円分超過するものであった。

- (3) 本件職員は、本件郵便物を発送するにあたり、郵便切手の合計金額が120円分であるにも関わらず、110円分と誤認したまま貼付し、本件郵便物をポストに投函したため、令和7年9月4日に本件郵便物に係る超過金額10円分を、すみだ人権同和・男女共同参画事務所長が区に返納する手続を行った。

したがって、本件郵便物に係る超過金額10円分を返納し、補填されていることから、請求人の求める措置はすでに講じており、請求人が主張する損害はなくなっているため、本件請求の却下を求める。

3 証拠書類

返納手続起案の写し（調定起案・調定額通知書・納入済通知書含む。） 1通

記号・番号	7墨総人第484号	処 理 期 限	令和 年 月 日
収 受		発信元文書	
起 案	令和 7年 9月 2日	分 類 名	95 財務 02 収入、支出、監査
決 定	令和 7年 9月 2日	保 存 年 限	5年
施 行	令和 7年 9月 2日	公 印	否
あ て 先			
件 名	住民監査請求に係る対応について。		
決 定 区 分	部（室）長		
決 定 審 議 協 議 審 査	決定済 総務部 すみだ人権同和・男女共同参画事務 男女共同参画担当 部長 中山 誠 課長 坂田 勝彦 係長 米田 千加子		
公 開 区 分	公開	非公開の理由	
起 案 者	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 人権同和担当 山岸 真也 （電話： ）		
総務課から総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所（以下「当事務所」という。）を監査対象部局とする住民監査請求（以下「請求」という。）について情報提供及び通知（令和7年9月1日付け7墨監第374号）の送付があった。 請求の要旨は、令和7年5月28日頃、請求人に対して当事務所から納入通知書を送付する際に、納入通知書を封入した封筒（以下「本件郵便物」という。）に84円、26円及び10円の各額面の郵便切手、合計120円分を貼付し、普通郵便により郵送したところ、本件郵便物は定形郵便物であったため、本来その料金額は110円であるというものであった。 そのため、本件郵便物に貼付した郵便切手については、本件郵便物に係る料金額を10円分超過するものであったとして、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の趣旨に照らし、違法又は不当な財産の処分に当たるものというべきであるから、これにより墨田区が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めるというものであり、事実を確認するものとして、84円、26円及び10円の各額面の郵便切手が封筒に貼付されている事実証明書（本件郵便物に係る封筒の写し）が添付されていた。			

また、当事務所の郵券受払簿を確認したところ、令和7年5月28日付けで納入通知書送付として、84円、26円及び10円の郵便切手が払い出しされていた。

このため、本件郵便物の送付に際して、10円分超過していることが判明したため、その超過分を返納することとする。

記号・番号	7墨総入第485号		取扱上の注意	
収 受			発信元文書	
起 案	令和 7年 9月 3日		分 類 名	95 財務 02 収入、支出、監査
決 定	令和 7年 9月 4日		保 存 年 限	5年 浄書照合
施 行	令和 年 月 日		公 印	否 発 送
あ て 先			発信者名	
件 名	郵送料を超過した分の切手代金返納に伴う調定について			
決 定 (押印・署名)	課(所・館)長		審 査	法務課長 法務主査 文書取扱主任 月 日 月 日
審 議	副区長	部長	担当部長	課長 係長・主査 
協 議				
公開区分	公開		非公開の理由	
起 案 者	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 男女共同参画担当 米田 千加子 (電話: 5608-6512)			
1 理由 令和7年5月28日に払い出し、納入通知書を郵送するために郵便物に貼付した郵券(84円1枚、26円1枚、10円1枚)について、郵送料が110円だったため、10円超過していたことが判明した。したがって、超過していた10円の返納について、調定を行う。				
2 収入科目 (年度) 令和7年度 (会計) 区一般会計 (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入 (細節) 雑入				
3 調定金額 10円(10円切手1枚分)				
4 納入者 東京都墨田区押上二丁目12番7号 セトル中之郷215号室 墨田区総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所長 坂田 勝彦				
5 納入方法 納入通知書による。				
6 納付日				

本案決定後、速やかに納付する。

7 その他

急ぎ処理を行い、会計書類に添付する必要があるため、紙決裁とする。

調 定 額 通 知 書

起 票 日	令和 7 年 9 月 4 日	所 属	105000 すみだ人権同和・男女共同参画事務
会 計	01 区一般会計	予 算 区 分	0 現年度
科 目	款	18 諸収入	
	項	06 雑入	
	目	07 雑入	
	節	15 雑入	
	細 節	01 雑入	
	細々節		

金 額	10 円	累 計 額	230 円
-----	------	-------	-------

件 名	郵送料を超過した分の切手代金の返納（7 墨総人第485号）
-----	-------------------------------

摘 要	

納 入 者	住 所	東京都墨田区押上二丁目12番7号セトル中之郷215号室
	氏 名	すみだ人権同和・男女共同参画事務所長坂田 勝彦

起 票 者 氏 名	米田 千加子	連 絡 先	5608-6512
-----------	--------	-------	-----------

伝票番号

07-002120

整理番号

07-000004

呼出番号



00121942

(主管課→会計管理担当保存)

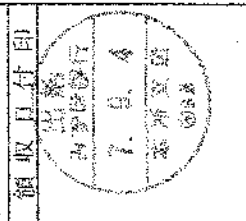
墨田区

納入通知書兼
領収証書

公

14

口座番号	00180-3-960014		
加入者	墨田区会計管理者		
年 度	7 会 計	01 区一般会計	
款 項 目 節 細 々 節	18 諸収入 06 雑入 07 雑入 15 雑入 01 雑入		
金額	10		
納 入 者	〒131-0045 東京都墨田区押上二丁目12番7号セトル中之郷215号室		
住所	すみだ人権同和・男女共同参画事務所長坂		
氏名	田 勝彦		
上記の金額を納付して下さい。 令和 7年 9月 4日 発 行 者 墨田区長 山本 職 氏 名 納付目的 郵送料を超過した分の切手代金の返納(7墨総人第485号) 納付期限 令和 7年 9月 17日			
納付場所	墨田区指定金融機関 墨田区収納代理金融機関 東京都、山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行・郵便局		
記録簿	105000	すみだ人権同和・男女共同参画	(納入者保管)



第六号様式
墨田区

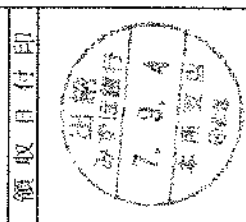
(納入通知書)

納入済通知書

公

14

口座番号	00180-3-960014		
加入者	墨田区会計管理者		
年 度	7 会 計	01 区一般会計	
款 項 目 節 細 々 節	18 諸収入 06 雑入 07 雑入 15 雑入 01 雑入		
金額	10		
納 入 者	〒131-0045 東京都墨田区押上二丁目12番7号セトル中之郷215号室		
住所	すみだ人権同和・男女共同参画事務所長坂		
氏名	田 勝彦		
上記の金額が納付されました。 納付目的 郵送料を超過した分の切手代金の返納(7墨総人第485号) 納付期限 令和 7年 9月 17日			
領収日付印	呼出番号 00121943 取りま ゆうちょ銀行 千330-9794 とめ店 東京貯金業務センター 記録簿 105000 すみだ人権同和・男女共同参画		
(主務課保管)			



18

19

記号・番号	5墨総人 第14号	処 理 期 限	
収 受		発信元文書	
起 案	令和 5 年 4 月 5 日	分 類 名	95 財務 02 収入、支出、監査
決 定	令和 5 年 4 月 5 日	保 存 年 限	5 年
施 行		公 印	不要
あ て 先			
件 名	郵券の購入について		
決 定 区 分	課長		
決 定 審 議 協 議 審 査	(決裁済) 人権同和・男女共同参画課 課長 野澤 典子 男女共同参画担当 係長 深田 仁美		
公 開 区 分	公開	非公開の理由	
起 案 者	人権同和・男女共同参画課 男女共同参画担当 木戸 由美子 (電話: 5225)		
1 理由 男女共同参画推進プランの改定の事業において使用するため、郵券を購入する。			
2 金額及び内訳 13,100円 (内訳) @ 84円 × 150枚 = 12,600円 @ 10円 × 50枚 = 500円			
3 支出科目 年度) 令和5年度 会計) 区一般会計 款) 総務費 項) 総務管理費 目) 人権同和・男女共同参画推進費 細目) 男女共同参画推進プランの改定 細々目) 男女共同参画推進プランの改定 節) 役務費 細節) 通信運搬料			
4 支払方法 墨田区会計事務規則第84条第1項第11号の規定に基づき、資金前渡により			

支出する。

5 資金前渡受者

人権同和・男女共同参画課長 野澤 典子

6 資金前渡受日及び支払予定日

令和5年4月18日(火)

7 支払方法

窓口払いとする。

記号・番号	6墨総人 第480号	処 理 期 限	
収 受		発 信 元 文 書	
起 案	令和 6 年 1 1 月 1 2 日	分 類 名	95 財務 02 収入・支出・監査
決 定	令和 6 年 1 1 月 1 2 日	保 存 年 限	5 年
施 行		公 印	不要
あ て 先			
件 名	郵券の購入について		
決 定 区 分	課長		
決 定 ・ 審 議 ・ 協 議 ・ 審 査	(決裁済) すみだ人権同和・男女共同参画事 課長 坂田 勝彦 人権同和担当 係長 山岸 真也 男女共同参画担当 係長 米田 千加子		
公 開 区 分	公開	非公開の理由	
起 案 者	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 人権同和担当 西田 智輝 (電話: 03-5608-6322)		
1 理由 事務所移転及び郵便料金の改定に伴い、下記のとおり郵券を購入する。			
2 金額及び内訳 8,400円 (内訳) @180円×20枚=3,600円 @26円×100枚=2,600円 @20円×50枚=1,000円 @10円×120枚=1,200円			
3 支出科目 年度) 令和6年度 会計) 区一般会計 款) 総務費 項) 総務管理費 目) 人権同和・男女共同参画推進費 細目) ワーク・ライフ・バランス推進事業 細々目) ワーク・ライフ・バランス推進事業 節) 役務費 細節) 通信運搬料			

4 支払方法

墨田区会計事務規則第84条第1項第11号の規定に基づき、資金前渡により
支出する。

5 資金前渡受者

すみだ人権同和・男女共同参画事務所長 坂田 勝彦

6 資金前渡受日及び支払予定日

令和6年11月26日（火）

7 支払方法

窓口払いとする。

84 円切手

1. 權限記(聯合共同管理權): 共有物之管理, 由共有人共同行使之。

郵券受払簿

26 円切手

年	月	日	内容	受	払	残
6	11	26	前渡資金(郵券の購入)	100		100
			11月分計	100	0	
	12	3	男女担当 事務連絡		1	99
		4	WLBE計-講師依頼		1	98
		5	健診案内		2	96
		11	後援承認(MFMS)		1	95
		19	(株)コトキ 請求郵送		1	94
		19	絆令署		1	93
		20	平和堂 請求		1	92
			12月分計	0	8	
			累計	100	8	92
7	1	6	平和堂 請求		1	91
		11	英文商事 請求		1	90
		8	セシ-473送付(講師)		1	89
		23	男女推進委員源泉徴収票送付		4	85
			1月分計	0	7	
			累計	100	15	85
	2	10	後援事務使用承認通知書		1	84
			2月分計	0	1	
			累計	100	16	84
	3	19	法務局 訓道署請求		1	83
			次集郵送	100	17	83

[すみだ入権同和・男女共同参画事務所]-[共有キャビネット]-[課庶務]-[郵便料金]

26 円切手

[illegible]

郵券受払簿

10 円切手

年	月	日	内容	受	払	残
6	4	1	前年度繰越	68		68
		12	人権担当事務連絡 返送用		1	67
		17	人権担当事務連絡 送付・返送用		2	65
		19	人権担当事務連絡 返送用		1	64
			4月分計	68	4	
5		13	男女共同参画推進委員(地域福祉計画推進協議会委員等)返信用		1	63
			5月分計	0	1	
			累計	68	5	63
	11	12	下田電気商会 請求 郵送用	●	2	61
	11	15	平和堂 請求 郵送用		2	59
		"	文商事 請求 郵送用		2	57
		20	平和堂 請求 郵送		3	54
		26	資金前渡	120		174
			11月分計	120	9	
			累計	188	14	174
	12	11	後援承認(MFMS)		3	171
		20	平和堂 請求		1	170
			12月分計	0	4	
			累計	188	18	170
7	1	6	平和堂 請求		7	163
		"	文商事 請求		7	156
			次期繰越	188	32	156

10 円切手

[illegible]